

美濃加茂市福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（案）について

◎条例制定の趣旨

法改正に伴い平成24年4月1日から18歳未満の障害児通所支援および入所支援は児童福祉法のもと、市町村が主体となって児童の発達支援体制整備を進めていくことになりました。

カナリヤの家は、今まで美濃加茂市の単独事業施設でしたが、これを機に福祉型児童発達支援センターとして指定申請を行い、法に基づいた施設として整備をすることになりましたので、条例を新規に制定します。

◎条例の概要

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号の福祉型児童発達支援センターとして、美濃加茂市児童発達支援センターカナリヤの家（以下「カナリヤの家」という。）を設置する。

〔説 明〕

福祉型児童発達支援センターとは、児童福祉法に規定されている通所施設です。

（位置）

第2条 カナリヤの家の位置は、美濃加茂市本郷町二丁目8番25号とする。

〔説 明〕

カナリヤの家の位置を定めています。

（職員）

第3条 カナリヤの家に所長及び必要な職員を置く。

〔説 明〕

必要な職員とは、嘱託医、児童指導員、保育士、言語機能訓練担当職員、児童発達支援管理責任者及び調理員をいいます。

(事業)

第4条 市長は、カナリヤの家において、法第6条の2第2項の児童発達支援、同条第5項の保育所等訪問支援及び同条第6項の障害児相談支援に係る事業（以下「事業」という。）を行う。

[説明]

児童発達支援とは、カナリヤの家で日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うことをいいます。

保育所等訪問支援とは、保育所等を訪問し、その施設における集団生活の適応のための専門的支援等を行うことをいいます。

障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいいます。この二つの支援は、新規又は見直しの時期に障害児の心身の状況や環境、通所支援に関する意向その他の事情を勘案し利用に関する種類及び内容等を定めた計画を作成し、通所給付決定等が行われた後に障害児支援利用計画を作成することをいいます。

(定員)

第5条 カナリヤの家の定員は、市長が別に定める。

[説明]

- ・一日当たり30人を予定しています。

(事業の対象者)

第6条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、法第4条第2項に規定する障害児であって市内に在住の乳児（法第4条第1項第1号の乳児をいう。）及び幼児（法第4条第1項第2号の幼児をいう。）のうち、市長が認めたものとする。

[説明]

法では、障がいのある児童と発達支援を必要とする児童のことを合わせて障がい児と規定しています。

「市長が認めたもの」とは、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた者をいいます。

(利用契約)

第7条 カナリヤの家を利用しようとする対象者の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証を提示して、市長と利用契約を結ばなければならない。

[説明]

児童福祉法に基づく施設となるため、利用するためには対象者の保護者は市長と利用契約を結ぶことになります。

(利用制限)

第8条 市長は、カナリヤの家を利用しようとする者が感染性の疾病にかかっているときその他管理上適当でないときと認めるときは、カナリヤの家を利用させないことができる。

[説明]

感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条で定められている「学校において予防すべき感染症」のことをいいます。また、その他管理上適当でないとは、施設内での営業や宗教の勧誘、破壊行為、その他療育の妨げになるような行為をいいます。

(開所時間)

第9条 カナリヤの家の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

[説明]

カナリヤの家の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなりますが、行事を行ったり、やむを得ず通常の開所時間以外に相談をうけるような場合には変更することがあります。

(休日)

第10条 事業を行わない日（以下「休日」という。）は、美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第24号）第1条第1項に定める市の休日とする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、休日に事業を行い、又は事業を行う日を休日とすることができる。

[説明]

カナリヤの家の休日は、土日、祝日と12月29日から翌年1月3日までとなりますが、行事をするような場合には変更することがあります。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、カナリヤの家の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

[説明]

この条例に定めている事のほかで、カナリヤの家を管理するために必要な事項については、規則で定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 美濃加茂市カナリヤの家設置及び管理に関する条例（昭和52年美濃加茂市条例第3号）は、廃止する。